

小学校
大野北

PTAって
なんだろう



PTAほんブーズ

Contents

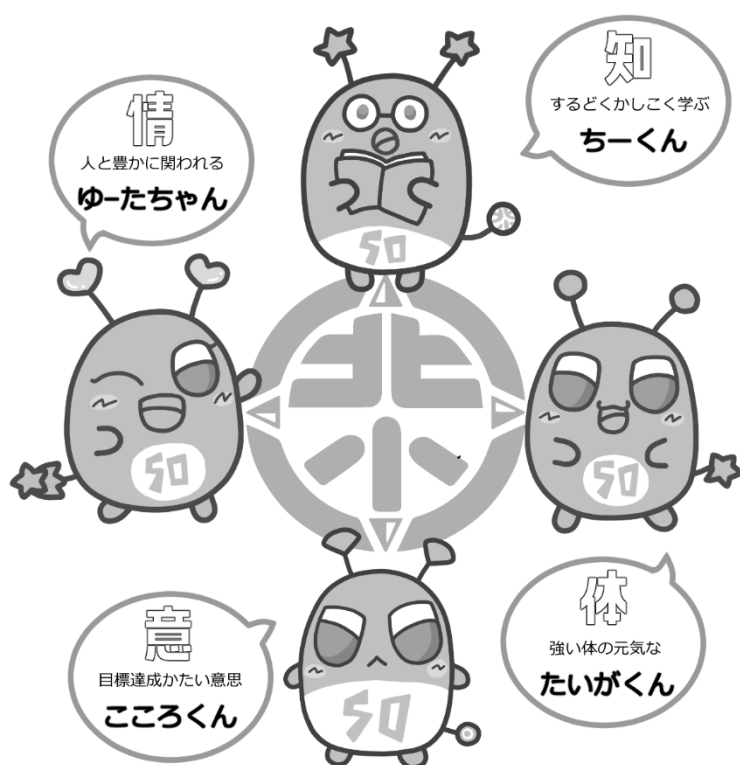
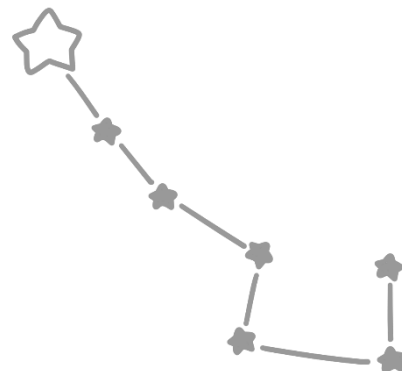
① PTAってなに？

② PTA会費の使い道

③ 委員会

④ 登校班

⑤ まとめ



ほんカブズ

創立50周年を記念して全校児童の投票で決定した北小のマスコットキャラクター「ほんカブズ」です。

北小校章のシンボルである北極星があるこぐま座の妖精です。校章には「知情意体」の想いが込められています。(R5年当時)

新キャラクターの「キャリアちゃん」と「とくくん」もよろしくお願いします！



1

PTAってなに？

こんにちは
北小PTAです

PTAって
なに？

P parent (保護者)
T teacher (先生)
A association (団体)

PTAとは
「保護者」と「先生」が
協力して子どもたちを
サポートする団体です

説明します

大野北小学校PTA組織ってどうなってるの？

P T A

児童の保護者(任意加入)

+

大野北小学校教職員

運営委員会

校長
(学校)

【本部役員】
会長
副会長(★)
書記(★)
会計(★)

(★)教職員含む
<常置委員会>

【校外委員会】
事務局

+
委員・教員

【広報委員会】
事務局

+
委員・教員

【学年委員会】
事務局

+
教員

【本部役員・事務局特典】

- ・卒業式、運動会の優先席
- ・芸術鑑賞会などのイベント鑑賞
- ・授業見学 など

運営補佐

会計監査

< 関わりのある団体 >



見守り隊

見守り隊として自治会(上矢部・山王)や老人会などの地域の方が旗振りや児童の登下校を見守ってくださっています。



民生委員・サポート隊

民生委員やサポート隊(児童保護者や地域の方)の方たちが子どもたちの学校生活・学習(低学年学習サポート・町探検付き添い・ミシン縫いなど)をサポートしてくださっています。

相模原市PTA連絡協議会

相模原市立の小中学校のPTAが加入しています(R7年度は95校 約4万人)。

PTA活動の保障として互助会運営、市長や教育委員会・校長先生たちに直接意見や要望を伝える役割もあります。

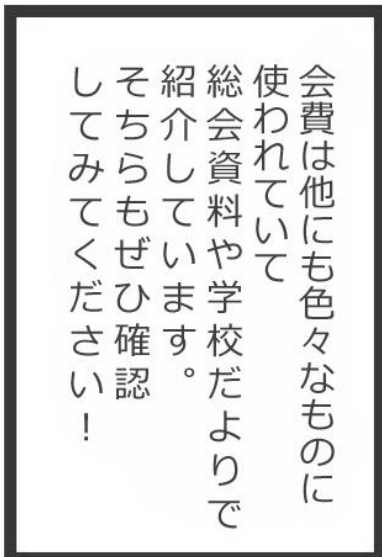
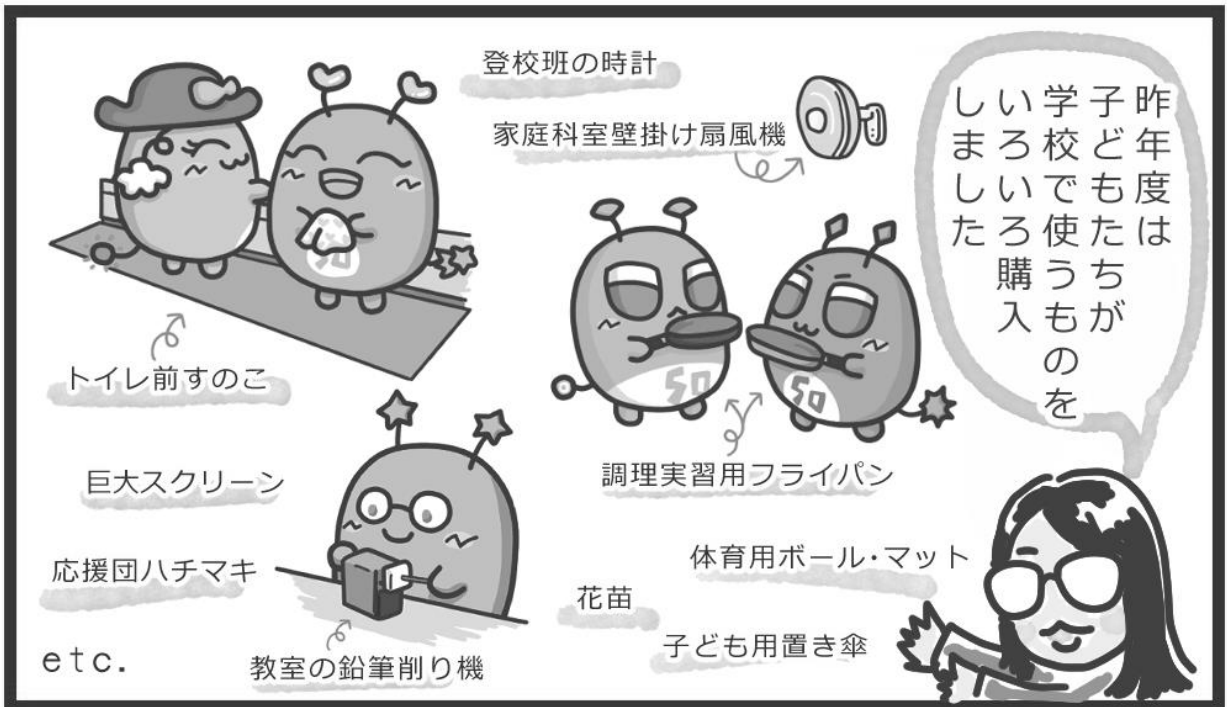
その他

様々な団体と連携しながら、子どもたちを見守っています。

- ・相模原市 ・大野北公民館 ・ふれあい広場
- ・自治会、老人会 ・大野北まちづくりセンター
- ・社会福祉協議会 ・青少年育成協議会 など

2

PTA会費の使い道



委員会

北小PTAの委員会をご紹介します！

学年委員会
広報委員会
校外委員会

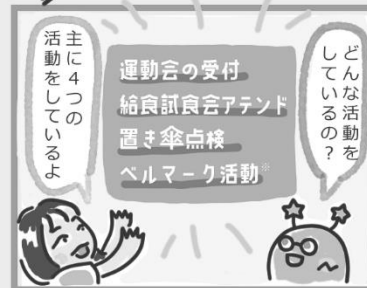
北小 PTA は毎年参加メンバーで色が変わります。

仲の良いお友だちと！

新しい仲間と！

私たちも楽しみながら、北小の子どもたちの安全安心を守り、楽しい学校生活を送れるよう子どもたちをしっかりとサポートしていきます。

こちらのまんがは、2025年度の北小PTAの様子です。活動内容の参考にしていただけたらと思います。



※ベルマークの回収は昨年度をもちまして終了いたしました。今年度は昨年度回収分の集計等を行っています。



子どもたちを身近でサポートする

学年委員会

運動会
ボランティア
募集中

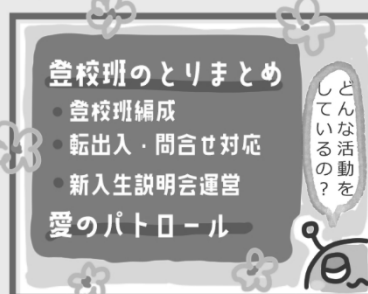
活動は運動会の日だけ
観覧特典もありますよ！
詳細・お申込みは
8/27配信のグループメールを
ご確認ください

※切9/23

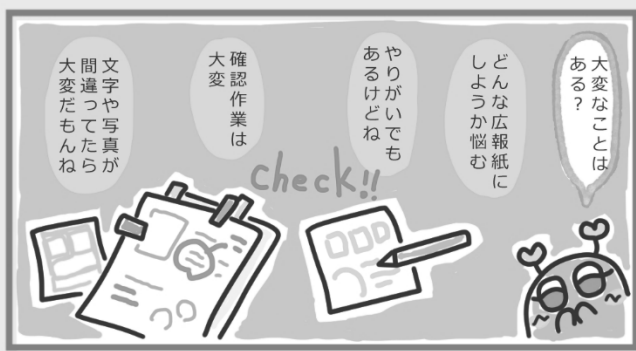
広報委員会



校外委員会



分からないことは前年度事務局がしっかりサポート☆



モノづくり大好き♡

広報委員会

今年度は
6/17・9/16・10/21・11/18・3/3
午前10時～11時
PTA会議室
で定例会しています。
モノづくりが好きな方は
よかったら遊びに来てください☆

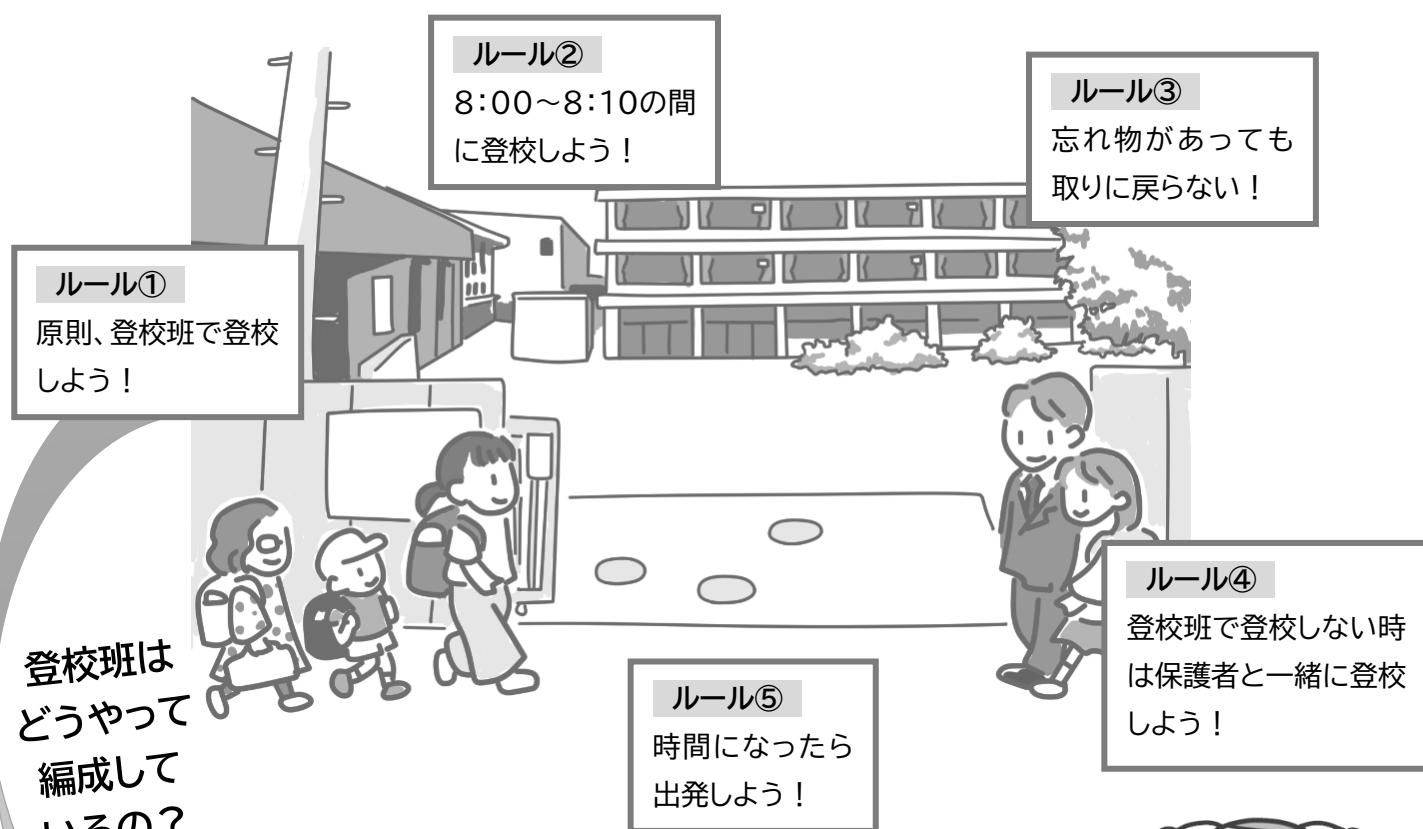
学校外での子どもたちの安全を見守る

校外委員会

例年定例会は
4・6・7・11・12・1・2・3月
に行われます。
来校せず書面のみ時もあります。
子どもたちの安全のために
必要な委員会です。
お知り合いの方たちと一緒に
参加出来ますよ。

4 登校班

＜安全・防犯のための 5 つのルール＞
子どもが 1 人になってしまう時間を減らしていこう！



PTA <市 P 連互助会入会>

PTA 会員の家庭は、登校班での登校時の賠償保障があります。

校外委員会

- ・PTA会員の住所をもとに登校班を編成
- ・班長、副班長にベルトと時計を支給(PTA会費)

※PTAに加入されない場合は住所が分からないため班編成ができません。

この場合、保護者付添の個別登校となります。ご了承ください。



北小周辺 見守りMAP

子どもたちが登下校で使う道にも、危険な場所がたくさんあります。大人の目で見守りましょう！

北小はマンモス校で家庭数が600超あるので、1家庭1分でも見守りをすれば、**10時間分(600分)**の見守り効果があるんです！

MAP 以外にも危険な場所があります。危険な場所を見つけたら「**パッ！撮るん。**」ですぐに報告してください(ページ下記参照)

(★…危険な場所)



《 全保護者のみなさんへおねがい 》

登下校の責任は各ご家庭にあります！ですが1人で出来ることには限りがあります。

保護者全員で協力し合い、子どもたちの安全を見守っていきましょう!! 詳細は下記QRコードより相模原市HPで紹介しています。

ながら見守り

登下校の時間を
気につけ、通勤や
ゴミ出し・外そうじ
や買い物などをし
ながら見守ろう！



通学路改善要望

相模原市運営の
「パッ！撮るん。」を
活用し危険な場所
や標識が壊れている
場所を報告してね！

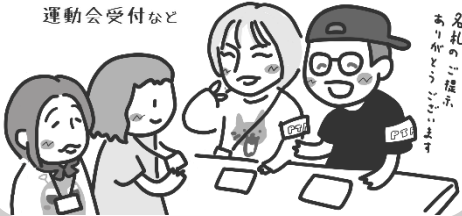




まとめ

スポットボランティア

運動会受付など



ながら見守り

ゴミ出し・そうじなどしながら

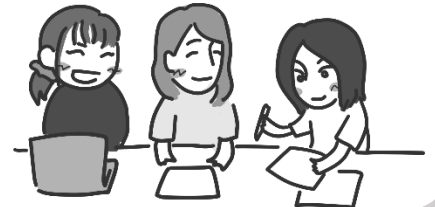


ピンポイントでも



通年でも

委員会 学年・広報・校外委員会



空いた時間に子どもをサポート

保護者みんながPTA

ひとりひとりの小さな活動が大きな力に！
みんなで子どもたちをサポートしていきましょう！

【PTA まんが】

北小 PTA は分かりやすく活動しやすい PTA を目指しています！
その第一歩として、PTAの活動をまんがで紹介しています。
学校ホームページで随時更新していきますので、こちらもぜひお楽しみに♪

R7 年度発行まんが・チラシはこちら→



PTA に関してご不明な点がございましたらこちらまで pta1ohnokita1es@gmail.com

大野北小学校PTA規約（R8年度施行案）

第 1 章 名 称

第 1 条 この会は、大野北小学校PTAといい、事務局を大野北小学校内に置く。

第 2 章 目的及び活動

第 2 条 この会は、保護者と教職員とが協力して家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第 3 条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。

1. より良い保護者、教職員となるように努めるとともに会員相互の親睦を図る。
2. 学校と家庭との緊密な連絡によって、児童の生活を指導する。
3. 児童の生活環境をよくなる。
4. 公教育費を充実することに努める。
5. 社会教育の振興に努める。

第 3 章 方 針

第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に片寄らず又、もっぱら營利を目的とする行為は行わない。
3. この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校及び、教育行政機関と教育を本旨とする諸問題を話し合い、その活動のために意見を具申するが、直接に学校の人事その他管理には干渉しない。

第 4 章 会 員

第 5 条 この会の会員は、次の通りである。

1. 大野北小学校に在籍する児童の保護者。
 2. 大野北小学校の校長及び教職員。
- 第 6 条 この会の会費は、1 世帯あたり年額 2,400 円を納めるものとする。

第 5 章 経 理

第 7 条 この会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によって支弁される。

第 8 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 9 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を受けなければならない。

第 10 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 役 員

第 11 条 この会の役員は、次の通りである。

会 長	1 名
副 会 長	1 名以上(他 1 名教職員)
書 記	1 名以上(他 1 名教職員)
会 計	2 名 (他 1 名教職員)

第 12 条 1. 役員の任期は会長・副会長・書記は 1 年、会計は 2 年。同じ職については、1 回に限り再任することができ、最長 2 年までとする。そのため会計の再任はないものとする。

引き続いて他の職に選任されたときは役員の職にあることが連続し通算して 4 年を越えてはならない。(会長に限り同職最長 4 年を認める)ただし教員から出た役員はこの限りではない。
また会長が役員の数と任期について必要と認めた場合はこの限りでない。

2. 各任期後は後任者のサポートができるよう運営補佐の任に就ける。任期は 1 年限りとする。

第 13 条 会長は、この会を代表し次の職務を行う。

1. 総会、役員会、運営委員会及び、各委員会を招集する。
2. 常置委員会の事務局を委託する。

第 14 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときはその職務を代行する。

第 15 条 書記は、次の職務を行う。

1. 総会、役員会及び運営委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
2. 記録、通信その他の書類を保管する。
3. 会長の指示に従って庶務を行う。

第 16 条 会計は、次の職務を行う。

1. 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
2. 定期総会において、会計監査員の監査を経た決算報告をする。また、必要に応じ臨時総会において会計報告をする。
3. この会の財産を管理する。
4. 予算の立案について協力する。

第 7 章 会計監査委員

第 17 条 この会の経理を監査するために、3 名の監査委員を置く。

第 18 条 会計監査委員は、中間及び年度末に会計監査を行い、総会において監査報告をする。

第 19 条 会計監査委員の任期は、1 年とする。

第 8 章 総 会

第 20 条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関とする。

第 21 条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

1. 定期総会は、4 月または 5 月に開催し、次のことを議決する。

(1) 収支決算、年間事業計画、収支予算その他の議案。

(2) 役員、会計監査委員の選出。ただし、総会後において役員に欠員を生じた時は、会長の場合は副会長が昇格し、他は運営委員がこれを補充する。任期はそれぞれ前任者の残任期間とする。

2. 役員会が必要と認めた場合は書面(保護者サイト上の PDF 等含)にて総会を行うことができる。

3. 臨時総会は、運営委員が必要と認めたとき開催する。また、会員数の 3 分の 1 以上の要求があったときは、開催しなければならない。

総会は、会員数の 3 分の 1 以上(委任状を含む)の出席がなければ、その議事を議決する事ができない。

第 23 条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

第 9 章 役 員 会

第 24 条 役員会は、役員及び校長をもって構成する。

第 25 条 役員会は、この会の総括的な運営について協議する。

第 10 章 運営委員会

第 26 条 運営委員会は、役員、常置委員会事務局及び校長(学校)をもって構成する。また、必要に応じ会長が依頼した臨時委員会事務局の参加を求めることができる。

第 27 条 運営委員会は、次のことを行う。

1. この会に関する重要事項について協議する。
2. 各委員会の活動を促進するとともに、連絡調整を図りこの会の円滑な運営に努める。
3. 年間事業計画及び活動に必要な収支決算を立案する。また、必要に応じ補正予算を立てる。
4. その他総会に提出する議案を審議する。
5. 候補者を選考しその内諾を得た後、総会に推薦する。

第28条	運営委員会は、構成委員の2分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決する。
第29条	2. やむを得ない事情により運営委員会に出席できない構成委員は、委任状をもって出席に代えることができる。委任状は、議決権の行使を含むものとし、出席者数の算定に含める。
第30条	第11章 常置委員会及び臨時委員会 この会に常置委員会を置く。常置委員会についての必要事項は、細則で定める。
第31条	第30条 特別な事項について必要があるときは、臨時委員会を設けることができる。
第32条	第12章 個人情報の取扱い この会が個人情報を取り扱う場合は、次のとおりとする。
第33条	1. この会が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース(以下、「個人情報データベース」という)の取扱いについて定めるものとする。
第34条	2. この会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。また取扱者は役員、各委員会事務局とする。
第35条	3. 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることでできた個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
第36条	4. 個人情報取扱いの方法は、総会資料等で会員に周知する。
第37条	5. この会は大野北小学校と連携しており、PTA活動を円滑に行うために、学年・組、児童・保護者氏名、電話番号、住所の提供を受けており、取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。 (1)PTA会費の集金業務、管理業務 (2)その他の文書の送付 (3)役員・会計監査・会員・登校班等の名簿の作成 (4)委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
第38条	6. この会が取扱う個人情報は、次にあがる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。 (1)法令に基づく場合 (2)人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合 (3)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
第39条	7. 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報管理者立ち合いのものとて、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
第40条	第13章 細則 この会の運営に関する必要な細則は、この規約に反しない限りにおき運営委員会議決を経て定める。
第41条	2. 運営委員会は、細則を制定、または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。
第42条	第14章 改正 この規約は、総会において、出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正できない。ただし、改正案は総会開催の少なくとも1週間前に全会員に知らせなければならない。

第1条	第1章 常置委員会及び臨時委員会 常置委員会は、校外委員会、広報委員会、学年委員会とする。
第2条	1. 各委員会事務局は会員からの推薦により選出され、各委員の人数には含まないものとする。
第3条	2. 各委員会事務局の任期は1年とする。ただし、1回に限り再任することができる。
第4条	校外委員会は 1. 学校と緊密な連絡をとり、校外における児童の生活指導にあたる。 2. 社会環境の健全化に努める。 3. 校外委員は各地区に1名を置き、必要に応じて会長が認めた場合は増減ができる。
第5条	広報委員会は 1. 情報の報道と会員相互の啓発に親睦を深めるための広報活動にあたる。 2. 会報を発行する。 3. 広報委員は状況に応じて会長が認めた人数で活動する。
第6条	学年委員会は 1. 連絡を密にし、集会活動を通して保護者と教職員が互いに協力して、指導の効力を高めるようにする。 2. 学校の教育活動の理解に努め、これに協力する。 3. 学年委員は状況に応じて会長が認めた人数で活動する。
第7条	教職員は、各委員会のいずれかの委員となる。 校長は、学校管理上ならびに教育上、各常置委員会または臨時委員会に出席して意見を述べるができる。
第8条	第2章 慶弔規定 この会の慶弔規定を次の通り定める。 1. 会員の死亡 金10,000円と生花など 2. 児童の死亡 金10,000円と生花など 3. 会員及び児童のPTA行事による2週間以上にあたる入院 金5,000円の見舞い 4. 教職員の転退職 記念品 5. 会員の火災による被災 金5,000円の見舞い 6. この他慶弔の意を表す必要を生じた場合は、そのつど役員会で決定し運営委員会に報告する。
第9条	第3章 旅費規定 会員が出張したときは、次の旅費を支給する。 1. 半日の場合は、交通費と400円 2. 全日の場合は、交通費と800円 3. 休日、夜間の場合は300円増し (但し、会議開始時刻18時より夜間扱い)
第10条	前条の他、必要を生じた場合はそのつど運営委員会において協議する。
第11条	第4章 改正 この細則は、運営委員会において構成員の3分の2以上の賛成がなければ改正することができない。